

紀美野町民間賃貸住宅整備促進補助金交付要綱 概要

町内に民間賃貸住宅（1戸建ての住宅、長屋、共同住宅等）を新たに建設する者に対して、建設工事費の一部を補助することにより住宅整備を促進します。



1. 目的は？

民間資金を活用した賃貸住宅等の整備を促進することにより、良質な賃貸住宅の供給拡大を図り、若者や子育て世代などの移住及び定住を促進することを目的とする。

2. 対象物件は？

【賃貸契約により締結することに加え、次に掲げる全ての要件を満たすこと】

- (ア) 戸建2戸以上又は1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結する賃貸住宅
- (イ) 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されていること。
- (ウ) 各戸の床面積（廊下、階段及びエレベーター等の共用部分の床面積は除く。）は、壁芯間の寸法により算定し、25平方メートル以上であるもの
- (エ) 1戸あたり車1台以上の駐車スペースが確保されているもの。（ただし、町長が認めた場合は、当該敷地以外の場所に確保することができるものとする。）
- (オ) 建築基準関係法令に適合するものであるもの
- (カ) 新築（中古資材を使用したものは除く）であるもの
- (キ) 組立て式仮設建築物等の簡易なものではないもの
- (ク) 排水については、公共下水道又は合併処理浄化槽に接続しているもの

3. 交付対象者は？

次のいずれにも該当する者をいいます。

- (ア) 町内に賃貸住宅を建築し所有者となる法人又は個人
- (イ) 国税、地方税及び地方公共団体へ納付すべき使用料等に滞納がないこと。
- (ウ) 個人にあっては、当該個人及びその2親等以内の親族が入居させないこと。また法人にあっては、当該法人の役員等（会社法（平成17年法律第86号）第423条に規定する役員等をいう。）及びその2親等以内の親族を入居させないこと。
- (エ) 紀美野町暴力団排除条例（平成23年条例第12号）に規定する暴力団員等であると認められる者又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (オ) 宗教法人法に規定する宗教法人でないこと。

4. 交付の要件？

- (ア) 施工業者は建設業法で定める建設業の許可のある法人又は個人であること。
- (イ) 補助事業が完了した日から10年を経過する日までの間（以下「管理期間」という。）賃貸住宅に供すること。
- (ウ) 住宅性能評価を行うこと。
- (エ) 移転補償費等の補償を受けて新築するものでないこと。
- (オ) 他の補助金等を受けて建設するものではないこと。

5. 交付回数は？

別の建物で有れば、同一者でも何度でも交付できます。

6. 補助対象経費は？

補助対象経費は、賃貸住宅の建設物本体工事に要する経費
(外構工事、設計費用、造成費用、土地購入費用等は対象としません)

7. 補助金の額は？

1戸あたりの床面積が25平方メートル以上45平方メートル未満にあっては150万円、45平方メートル以上にあっては200万円とし、1事業あたりの限度額は1,200万円とする。

8. 補助金の認定申込から交付までの流れは？

		【添付書類】
1	事前協議書	・設計図書 ・工事内訳見積書の写し ・土地登記簿謄本 ・現況写真 ・誓約書（様式2） ・納税証明書等 ・所得証明書（個人） ・法人登記簿謄本（法人） ・決算書類、定款
2	受給資格認定	※認定通知書
3	工事着手届	
4	工事完了・登記完了	
5	補助金交付申請	・完成図 ・工程写真工事写真 ・検査済証 ・設計図書 ・建物表示登記の写し ・契約書写し ・請求書又は領収書 ・工事費内訳書 ・入居者募集の告知資料
6	補助金交付決定通知	※交付決定通知
7	補助金請求	
8	補助金交付	

※②認定から⑤交付申請、交付まで年度をまたぐ場合は、予算繰越を行うものとする。